

[研究ノート]

南原繁の教育思想

—危機と教育—

村 井 洋

はじめに

1. 戦後新教育制度と南原繁
2. 「逆コース」教育改革と南原繁
3. 「危機」と教育
4. 危機とその克服

はじめに

本稿は南原繁（1889～1974）の教育思想について、「危機と教育」という観点から若干の考察を加えようとするものである¹⁾。南原繁は香川県に生まれ、大学卒業後旧内務省に入省、その後東京帝国大学で政治学史などの講座を担当し、戦後は教育基本法の制定に中心的に関与し、公職を去った後も教育政策について発言を続けた²⁾。

南原の思想全般については少なからぬ研究の蓄積がある。さらに教育思想に限っても一定の研究が蓄積されている。こんな中で本稿がさらに屋上に屋を重ねるが如き試みを為すのは、南原の教育思想において生じる強い「危機」意識の本態について、並びに戦後日本の教育を取り巻く、教育行政に向かって波状的に繰り返して押し寄せる政治圧力について考察を手がけようとする意図からである。そして南原の立場を「憲法愛国主義」constitutional patriotismの先駆者として位置づけることで本稿を閉じる予定である。

1. 戦後新教育制度と南原繁

南原繁が教育について紡ぎ出した思想は、その生涯の歩みを通して大きな変更のない内実によって貫かれていると見てよい。政治思想史を専攻する南原が教育に関心を払うようになったのは東大に教職を得る遙か以前に遡る。南原は高等小学校を卒業後間もなく小学校準教員の資格を得た経歴があり、内務省奉職後中村春二の懇請を受けて成蹊実務学校宿舍で生徒と起居を共にした生活を送り³⁾、その後富山県射水郡長として赴任した際、治水耕地開発事業と並んで、農業公民学校の設立に情熱を注いだ経験があるのである⁴⁾。

しかし本稿では南原繁の教育思想を、南原の教育思想が持つ政治・行政との関係によって2つの時期的区分を設けて論じることにする。第1の時期は戦後間もなくの、教育基本法の制定時期である。それは南原が人間性と政治について行った、教育に関係する準備的な考察が積み重ねられた期間から直接接続する時期である⁵⁾。そして、第2は1950年代に起こる新教育制度を改変する動きに対して教育基本法の理念を守ろうとする時期である。

第1の時期を表す思想を、教育改革についての南原の回顧的記録「日本における教育改

草」〔南原1955〕。以下巻番号頁で略記〕によって確認することにしよう。この文章は書かれた年代を遡ること十年前の戦争直後から教育基本法の制定に至る時期の南原の行動と思想を簡略に述べたものである。

南原の回顧はまず、戦後日本の教育改革は昭和21年3月、ジョージ・スタッガードを委員長とするアメリカ教育使節団が来日したことから始まる。南原は他にも様々な領域の使節団がある中で「荒廃した日本にいち早く教育使節団を派遣したマッカーサー」を高く評価する。この委員会は27名からなり、日本の教育制度を調査、報告・勧告書を提出することを目的としたものであった。しかし、南原は日本国憲法と戦後教育体制がアメリカの強制によって作られたという説を「憶説」として斥ける。なぜなら、南原自身が昭和21年8月教育刷新委員会（後に教育刷新審議会）と呼ばれる日本教育家たちよりなる委員会が同時に創設されたからである。米側委員とほぼ同数の29名からなるこの日本側委員会の第2代の委員長の座に就くことになった。この委員会がその後、昭和27年6月に廃止されるまで、内閣に様々な提言を建議し、文部省内の専門委員会と共に戦後日本の教育改革の中心的存在となったからである。たしかに、日本側委員会の協議内容はアメリカ側委員会の報告書と大綱において一致していたのではあるが、これは南原によれば「偶々」のことであり、むしろ、すでに戦前期から日本にあった民主的教育改革提案の延長にあるとしている。決して一夜漬けではないというのである。南原が繰り返し強調するのは日本側の自主性である。「この間、総司令部からの指令や強制を受けたことはなかった」のであり、委員会内部では自由な討論が行われた。例えば、新大学制度では日本側とアメリカ側では食い違いが見られたことなどはその証拠となるだろう、としている。

こうして、この委員会（教育刷新審議会）は数多くの会議を重ね、南原はその殆どに出席するなど審議に情熱を傾注した。その結果、審議会は1946年11月「教育の理念及び教育基本法に関すること」の建議書を文部大臣に提出することになった。

「建議書」の具体的内容はおおむね以下の通りである。第1に教育勅語に代わって教育基本法を制定する必要があること、第2に、教育理念として「教育は、人間性の開発をめざし、民主的平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の尊厳をたつとび、勤労と協和を重んずる、心身共に健康な国民の育成を期するにあること」⁶⁾を教育の目的として謳い、教育の方針としては教育があらゆる機会と場を捉えること、自律性と学問の自由の尊重、自発的精神の涵養、自他の敬愛と協力、文化の創造と発展に貢献などであった⁷⁾。

教育基本法と並んで学校教育法の制定と施行が行われたが、改革された学校教育制度の中で南原がもっとも強調するのは高等教育制度の改革である。旧来の制度は（旧制）高等学校33校が7つの帝国大学に直結して排他的な大学予備校となっていた。そして、そのほかに「傍流」として専門学校があったが、その卒業生は帝国大学に入学できなかった。このような差別的な制度を改変する必要があった、と南原は述べる。

たしかに、旧制高等学校にメリットもあったことを南原は認める。「自由にものを考え、自由に本を読み、人間としての教養を身につける」機会を提供した。しかし南原によればこれは18世紀のイギリスの紳士教育をモデルにしたものであり、現在求められているのは「人間として」「公民として」の教養である。そこで新高等学校を全国に設け、この新高等学校は大学の予備門ではなく、教養と職業的専門知識を身につける学校とされるのである。

さらに、従来の専門学校に代えて大学を増設するのである。

「大学はもはや少数の特権階級をつくるためでなく、広く国民の大学としての役目を果たす」(Ⅷ219頁)

こうした大学改革は差別的な制度を廃止する効果に加えて、学問文化の中央集権的傾向に対して各地方にあって大学教育を受ける機会を保証し、日本の民主化、新しい社会の開拓を図る意味があった⁸⁾。さらに、義務教育に関しては「自由で創造的精神」を養うことが重要として六三の体系を採用⁹⁾したことを述べている。

刷新した学制を運用するための指導援助機関として文部省を新たに位置づける必要があった。これは明治以来文部省が中央主権的かつ官僚統制の下で行われていたということの反省ゆえである。新たに教育委員会制度を導入し委員の人は公選とすることによって上からの統制を避けようとしたわけである。

本稿としては改革の背骨となる理念のあり方が重要であろう。南原もまた教育改革の理念の重要性を力説する。まず、旧い教育理念は民族国家理念に凝集されていた。国民は「忠良」な「臣民」であることが本分とされ、「身を鴻毛の軽きに比して」と自己犠牲精神が正当化された。これを表したのが教育勅語であった。大学は国家のためにと位置づけられ、ここに近代世界に稀に見る全体的国家像が表された。

「近代日本は、実に、これによって興り、そしてまた、それによって崩壊した」(Ⅷ224頁)

南原にとって範例となるべきは、ヨーロッパの精神史の歩みであった。ルネサンスの人文主義運動による個人的自由の理念が生み出され、これが主権国家に勝利することで近代デモクラシーを確立したのである。従って、民主政治を確立するためには「人間の自律と人間性の確立が急務」(Ⅷ225頁)であり「国家権力といえどもはや侵すことのできない自由の主体としての人間人格の尊厳」(同)を第1の根本原理としなければならない。

ところで、人間の完成には人間を超えた神の問題が連なっており、欧米ではルネサンスと宗教改革は並行して進行したものである。現下の日本政治社会はそれに比肩しうる改革の時代であって同時に「人間と文化の革命」が行われなければならない、とするのである。

南原は、こうした「人間と文化の革命」はヨーロッパ文明が経験しなかった日本に独自の課題を提起しているという。すなわち、ルネサンス・宗教改革後のヨーロッパ文明はその後急速に機械・技術文明化を達成した。日本が明治初期に輸入した文明はまさにこれであるが、この文化は、実証主義、功利主義、唯物主義を前面に立てて人間性を一面的にし理解しない¹⁰⁾。かくて、社会大衆は経済の道具として使われるに至った。この欠点を突いて共産主義が生じるが、資本主義・共産主義共に上記の一面的な人間観に基づいている点では同根なのである。さらに、現在、科学主義の帰結とでもいべき大量殺戮兵器が人々を脅かしている。

こう述べて南原は科学主義によって見失われた全体の理念や目的、人生と世界の知恵を問う「教養」の重要性を説くのである¹¹⁾。

ここにおいて人間性とその自由の回復、文化の再建が望まれる。その際文化の普遍人類の基盤が確立されるべきであって、これがないと国粹主義がはびこる。

それでは、南原は民族の存在をどう捉えるのか。南原は「民族」を一概に否定はしない。むしろ、次の文にあるように民族のある側面は評価し有効性を認めている。すなわち、平和文化共同体樹立というプロジェクトの主体となる存在として期待されるのである。

南原が懸念していた「民族の独立」は「共同の事業に参加し… 平和的文化共同体の建設のほかはない」という形で未来に向かう道を開かれている存在である。その立場からは、

「国民の新しい理想と使命に対する自覚に基づいてこそ、真の愛国心は喚起されるであろう（Ⅷ233頁）」

と確信が吐露される。そして、

「今後、いかなる反動の嵐の時代が訪れようとも、何人も教育基本法の精神を根本的に書き換えることはできないであろう」（Ⅷ233頁）

と力強く宣言して稿を閉じるのである。

このように南原は、教育基本法及び関連法制度の形成過程と理念を解き明かしている。この教育基本法の内容を以てして南原の教育思想、とすることの妥当性について言及したい。たしかに、基本法の形成は一定の過程を経て行われ、携わる多くの識者が結集していた。教育刷新審議委員会で大綱を策定し、文部省において法案が作成され、国会に提出され審議議決される－この過程には異なった意見が交錯する審議が重ねられ、政治的妥協が図られたことも予想される¹²⁾。しかし上記した教育基本法の内容なかんずく「理念」が、「聞き上手」とも呼ばれた審議委員会議長南原の脳裏に整合的に定着していたことは事実と見てよい。しかも、上記の文章で南原が自らの思想として語る姿勢を保っている。これを以て終戦直後の南原自身の思想を自ら語った、南原の教育思想として中心的な位置を持つものと見て間違いがないであろう。

2. 「逆コース」教育改革と南原繁

南原教育思想の第2期を代表するテキストとして本稿が扱うのは、1957年南原が日教組結成10周年において行った講演「危機の教育と国家」である。南原が「危機」と題したのはこの時期に至って日本国憲法と教育基本法への「改正」という動きが保守勢力から巻き起こったことを指している¹³⁾。

本節ではこの情勢を背景にして、南原が受け止めた危機感を再現したい。

はじめに南原が呼びかけるのは日本国憲法と教育基本法の意義である。この二法は教育における最高の任務、すなわち、人間の自由と尊厳の理念の回復に結びついているからである。さらに、世界の状況は原子力の発見と飛行機の発達によって戦争の危機と平和の重要性を認識している。したがって、日本国憲法の戦争放棄と恒久平和はいまや世界人類の課題でもあると南原は考えるのである。

ここで強調されているのは平和もまた教育の根本理念であるという信念であり、平和は世界いづれにおいても切実な要求であるという認識である。それゆえ、日本国民がこの理想を貫くときは世界人類にも寄与することになるであろう。南原は、この十年、平和文化国家の建設に努力してきたと振り返ると共に、サンフランシスコ講和条約以降日本の再武装化は「国民教育に害を与える」ものになってしまった、と断ずる。近年の「教育中立」に関する二法案は「平和と自由を説くことをもって一党派の運動と結びつけ偏向教育と解釈しうる道を開いた」からである。

さらに南原は「教科書法案」と「教育委員会法」改正案について、これらは中央集権主義と官僚的統制に復古することを意味し、かくして「一筋の紐」によって地方教育委員会と文部省が結びつけられてしまったとする。

南原の懸念は「教育への国家干渉は重大事の前触れ」という確信によって強められる。現在の政治の状況は「惨憺たるもの」であるが、新教育を受けた若い人たちが公民になる将来は期待できる。新教育の真のねらいは自由な雰囲気の中で個性を伸ばすことにあり、「自分で判断して正しいと思うところを率直に語り合うことを学びつつあり」将来の社会の自律的成員として有望である。

ところが一部の政治家はこれを喜ばず、新しい教育の再改革を望む（なぜならこのままでは古いタイプの政治家たちは一掃されてしまうから）。このような状況下で新教育こそ民族回生の事業の意味を帯びてくるであろう。その教育が危ないということは国家が危機にさらされていることに他ならない、と南原は危機感をつのらせる。なぜなら、「一部の政治家」の意図には、教育二法案以外に選挙法改正案、憲法調査会などがあるが、諸法案の目指すところは畢竟憲法改正であるという底意を見届けるからである。

南原は日本国憲法について、占領下「制定手続きについて遺憾な点があった」としながらも民主自由と平和文化国家の理想と精神について「いささかの誤りもない」と確信する。さらには、1956年7月ロバートソン米國務次官補は日本国憲法の改正に導くことを希望を述べている時局であったとする。

こうした「逆コース」への動きは保守政治家たちの確信に基づくものであるが、それを表すものとして、清瀬一郎の「この戦争は日本にとって聖戦」という発言などがあり、これに象徴されるのは反省からほど遠い態度である。現に政党幹部である人には大戦政治に参画した人が少なくない。同じ轍を踏むべきではない。いまや国防産業国家か平和的文化国家かの岐路にあるのであり、これが「教育の危機」である。

南原は以上のように述べながら、日教組の戦術にも批判を加える。たしかに労働者としての教員を考えると教員を取り巻く経済状況には厳しさがある¹⁴⁾。さらに日本の財政経済を見ると一方で軍備増強があり他方で教育問題の山積と教育予算の欠乏が顕著である。こんな中で教育諸問題の最当事者である教師と教師団体の役割は大きい。但し争議手段には問題がある（ストライキ、一斉休暇闘争など）とする。しかも教師自身の間ですら日教組の闘争手段に疑問をもつ者は多い。組合は下からの声に耳を傾けるべきではないか。

そこで、「自由と平和」という「憲法上の不変理念」を死守しようではないか、と訴える。「自由は何よりも真理に対する謙虚な態度と絶えざる精神の闘いとを必要とする」自由の伝統を持った国も自戒と努力が必要であり、自由と平和のための闘争は、日常生活の中に見えないところに築かれてゆくもの。50万の教師の行動が決定的に重要になる。「戦後

わずか十年にしてふたたびおとずれたわが教育と国家の危機」に際して「愛国心」（後述）が重要であると説くのである。

3. 「危機」と教育

以上のような南原の主張に込められた教育思想にはいかなる特徴が見いだされるのだろうか。南原の教育思想を特徴づける契機を数箇条にわたって検討したい。

（1）戦争への反省

まず挙げられるのは南原が前の大戦を痛切に反省したこと、それが戦後の教育改革へ向かう発条となったことである。南原は戦争は人間性を否定し文化価値を否定する反価値であるとの認識を持っていた。

「戦争においては一切の個性－人間的文化的価値は没却せられ、破壊せられる。戦争こそ、実に文化と道義の破壊者、人間性と自由の否定者である」（南原 [1954] VIII190頁）

（2）過去との訣別

これと関連して、南原の教育論、教育言説には鋭い、かつ繰り返し叙述される基本モチーフがある。それは大戦に至る時代の日本の教育と文化に対する批判意識である。その意識は「教育勅語」批判を頂点に戴く。なぜならば、教育勅語は臣民教育のために他ならなかったからである。そして臣民教育を全国的に浸透させた文部省の官僚制に対しても南原の批判は向けられたのである。かくて戦前と「現在」の鋭い対比は現在こそが戦前からの訣別すべき出発点であるとの強い自覚を南原にもたらした。

（3）人間性のための教育

この臣民教育からの訣別は新たな教育への出発を要請するが、その向かう先は自由と自発性を旨とする理想主義人間観である。これは南原教育思想の内的特質であって、南原の目指す教育が普遍的な人間性の理念を目標としていることである。ヨーロッパにおいてはすでにルネサンスと宗教改革において個人の自覚と発見が行われたのであるが、日本においてはこれから出発すべき課題であり目標となるのである。それは、

「国家の権力といえどもはや侵すことのできない自由の主体としての人間人格」（南原（南原 [1955] VIII225頁）

であり、

「自由な主体としての人間人格の尊厳－同時におのおのが余人をもって代えることのできない個性の価値の相互の承認でなければならぬ」（同）

のである。これが臣従と服従を旨とする戦前の教育を払拭する民主的人格を形成すると南原は考えたのである。従って民主的な人格形成は「教養」理念に結びつくことになる。南

原が説く教養とは、人間性の理念に基づいた「批判的精神の漸次的涵養」であり、これは「従来のわが国民教育に欠けていた」ものなのである¹⁵⁾。

「現在求められているのは、…」少数の大学進学者のみならず、「とどまっていかなる職業に従事する者のためにも必要な、あまねく「人間」とし「公民」としての「教養」でなくてはならない」(Ⅷ 219頁)

教養・人間の理念は科学主義・専門知識と対比されたものであり、

「それ(科学技術)を何のために用いるかの、全体の理念や目的-人生と世界の知恵」(同228頁)

を提示することができるものでなくてはならない。

(4) 教育と政治(憲法)との結合

以上のことから推断できることであるが、南原においては教育への関心は強く政治(憲法)と結びついている。前言を繰り返すが戦後の南原の教育改革への関心は日本の敗戦経験から由来していた。日本を侵略戦争に駆り立てたのは天皇制と結びついた軍部の所行であると共に、これに異を唱えることなく従った国民(臣民)のあり方と、臣民を養成する教育制度を統制し作動させた文部官僚制の存在であった。こうした政治的装置に大きな変更を加えたのが日本国憲法である。日本国憲法が目標とすると同時に憲法自体を維持し支え実現するのは「自由で」「自律的」な人間の存在であった。新日本の教育はこうした自由で自律的人間を育成するのである。憲法はその精神と理念を実現する国民を欲し、かくなる国民は教育によって形成される。

従って南原にとっては、日本国憲法典を制定してそれで目標が十分完成したと言えるものではない。平和と人権、国民主権を旨とする新日本国憲法を維持し拡張するのは国民そのものにほかならない。日本国憲法の実現は、いわば、国民(南原が用いる「民族」とも言い換える)が共に担う将来に向かっての課題である。南原がこう考えていた事情を、宮村治雄[2011]は貴族院の憲法審議記録から以下のような部分を引照している。

「日本ガ此ノ「ボツダム」宣言ヲ受諾シタ瞬間ニ民主國家ニナツタト云フ意味デハアリマセヌ、ソレヲドウ決メカト云フコトハ將來ノ問題デアリマス、詰マリ議會ノ問題デアリマス」¹⁶⁾

「是ハ法律問題デアハ解決出來ナイ、政治的ノ問題トシテ解決スルコトガ出來ルト云ウコトヲ私ハ申上ゲテ居ルノデアリマス」¹⁷⁾

ここで南原が「議会」といい「政治」というのは国民が自ら主体的に民主制に相応しい(政治)文化を築き上げる活動を為すことにほかならないのである。

(5) “危機”における教育思想

南原教育思想のさらなる特徴はその「危機」的性格である。南原によって提起された教育観は、明治以来の教育観と教育制度に大きな変革を迫るものであった。時代の大きな転

換点に位置する教育改革提唱したわけである。すなわち、自己の置かれた位置を「危機」の状況と捉え、その「危機」において教育を考察する性格を持つものである。

そして、南原の教育改革案は戦後の時局によって惹起されたものであったにもかかわらず、その根底に教育の目標となる人間観の深化と変革を指呼するものでもあった。それが「世界史的意義」と南原が性格づけ、ルネサンスと宗教改革に比すべき「人間革命」を今ここから決然と引き受けることを促すという意味においてこれもまた、深い意味での「危機」から生じるものであった。

4. 危機とその克服

(1) 「危機」概念の重層性

従って、南原における「危機」観念は以下のように約言できよう。まず、明治憲法体制を大きく変革して生まれた日本国憲法体制に支えられ/支える教育という政治的「亀裂」にあって、決断された教育改革のもつ「危機」の性格。第2に西洋近代において、生み出された「自由」で「自律的」な人間を現代において育成する教育という「危機」の契機。さらにはこの近代的「自由」がその後変貌し、科学主義から大量殺戮兵器に象徴される人類生存の危殆に及んで何らかの解決を要求している「危機」である¹⁸⁾。

(2) 教育における「危機」

ところで、「危機」という観念は、20世紀以降の言論・思想テキストにおいては、やや矛盾撞着気味の表現であるが常套語句「コモンプレイスcommon place」となってしまった。いまや「危機」は至る所で発見され使用される道標であり、「危機」の多発は20世紀において生じた社会、文化上の変化が大きく文明の多方面に及ぶものであったがゆえの現象であったと言える。

「危機」とは事象の不連続において生じる自己意識である（ブルナー 『危機の神学』）。自然事象においても社会事象においても不連続は特定の時期に集中して現れる傾向を持つ。心理学における成長期の精神的「危機」などが表すように発展や成長と関係を持つことも示唆される。

また、「危機」とは意識し選択肢を想起し決断する「主体」を前提とする。「危機」が「叫ばれる」とときには事象の客観的側面としての「不連続」を認識するのみならず、自らの課題として受け止める自覚的、一定の幅の自由度を備えた「主体」が存在することと不可分である。

「危機」が20世紀以降の世界に限っても多発し、多領域にわたっていることを見ると、教育という領域においても危機意識が発出するのは奇異なこととは言えないように見える。南原の危機意識を検討する本稿においては、『人間の条件』その他で提出された「世界」world概念と人間との関係からアメリカが抱える教育「問題」に焦点を当てたハンナ・アーレント、並びに「生の哲学」の立場から実存主義を批判し、同時に現象学＝解釈学的手法を駆使して教育事象の意味を討究し、戦後日本の教育界に影響を与えたオットー・フリードリヒ・ボルノーの議論に簡略ながら触れておきたい。

アーレントは「教育の危機」末尾において次のように述べている。

「教育は、われわれが世界を愛して世界への責任を引き受けるかどうか、さらに、更新なしには、つまり新しく若いものが到来せぬかぎり、破滅を運命づけられている世界を救うかが決まる分岐点である。教育はまた、われわれが自らの子供を愛し、かれらをわれわれの世界から追放してかれらの好き放題にさせたりせずに、あるいは何か新しいもの、われわれが予見しえないものを企てるチャンスをかれらの手から奪うこともなく、むしろ、共通世界を新しくする使命への準備を前もってかれらにさせるかどうかを決める分岐点でもある」（アーレント [1961/1994] 264頁）

アーレントによれば「子供」とは将来「世界」という空間に参入を期待されている新参者new comerであり、子供が入り/子供を受け入れる空間－「世界」－をよくも悪くも維持する/新しくする存在である。他方、「世界」は相対的に持続性をもつが、新参者という新しい存在によって補修・維持を欠くと時間経過によって崩壊する。従って教育は将来の世界の担い手である子供をそれに相応しく育成することである。その際、子供を世界から守り、世界を未成熟な存在から守ることが必要である。この区別を欠くとき子供も世界も存続できないものとなる－このような教育観をもつアーレントからすれば、アメリカの（現代社会における）教育の危機とは、子供を来るべき世界の担い手、新しいことを始める準備段階とせずに、大人と「平等」視し、大人の権威が及ばぬ「子供独自の世界を」承認してしまうことでスポイル（甘やかしてだめに）してしまうことである。

こうしたアーレントにとって、政治の場でもっぱら働く原理である「平等」と教育の場の原理である「権威」はそれぞれ所を得るべきである。政治とは成人が為すことであり、教育とは子供に施されるものであるから子供を政治参加の対象にしたり大人を政治教育の対象とすることは誤った政策と断じられるのである。

一方、ボルノーは危機と批判の結びつきをコゼレックとは異なるアプローチから行おうとした。ボルノーは、人間存在の成長に内在する「危機」の重要性、教育における「危機」の意味に取り組んだと言える。

「それだから、批判の形成は人間の成熟の危機と関連しているのである。そして、人間は常に繰り返し無批判になり、決して批判的注意の高みにとどまる習慣をつけることができないので、真の責任ある批判はただ常に新たな危機においてのみ得られ保持されるのである。」（ボルノー [1959/1966] 53頁）。

（3）“危機の克服”としての憲法愛国主義（憲法パトリオティズム）

危機状態は亀裂を広げ、統合を危うくする。さらに、時間的亀裂を乗り越えることができず発展不可能になるなどの危険をもたらし、ときにはカタストロフィー（破滅）に至る。南原が直面した教育にかかわる「危機」も同様の状況に面していたと言ってよい。それは、一方で新しい教育の目標として、人格の尊厳を自覚する自由で自律的な人間理念へ向けての教育理念であり、他方では敗戦の打撃をこうむって行方を見失った「日本」（「民族」）の現実であった。一見して深いこの裂け目を埋める打開策が図られなければならなかった。

そこで南原が期待した克服策は、日本国憲法に連動しそこに基盤を持つと共に憲法に活きた活力を与えることができる人材の創出を可能にする思想であった。南原自身は命名していないが、これを「憲法愛国主義」と呼ぶことができよう。これは、自由、平和、デモ

クラシーという普遍観念を内実とする憲法への愛の姿勢のことである。同時に、その憲法に愛着をもち、体制と共に生きる国民の統合可能性を望む。すなわちこれは、憲法理念という「普遍」と「日本国民」という「個」を結びつけることができるのである。さらに、この思想は、憲法理念という永遠と今ここで生きる国民を媒介することが可能である。そして、永遠で普遍的な憲法理念に向かって時間的、歴史的な道程を共に歩んでゆくという要請を含んでいるものでもある。

言い換えれば憲法愛国主義は普遍的憲法理念を担うことによって戦前への途を戻ることを拒否し、この敗戦国日本国民が周辺諸国と国際社会と共に人間理念と平和への道を模索していくという思想である。

ところで、「敗戦に至る長い間の日本文化を特徴づけたもの」は日本民族が「天的種族」であるかのように誤解する強い「民族意識」であった。しかしと南原はこう述べている。

「真の民族意識というのは、その中において、真理や美の純人間的なものが形成され発展してゆくとき自覚される精神のことである。」（Ⅷ189頁）

これは、民族を超えた「人類」への文化価値を以てする貢献をして民族の偉大さを認める立場であり、さらに戦争と文化の関係にきっぱりと否定的な判断を下したことでもある。

「(平和文化共同体の建設) それは日本再建の唯一の道であるとともに、時代の危機に直面して、いま世界が要求している人類共同の課題でもあるのである。かような国民の新しい理想と使命に対する自覚に基づいてこそ、真の愛国心は喚起されるであろう。そして、かかる国民の自覚と愛国心を呼び起こすものは教育の力を措いて、ほかにはない」(Ⅷ233頁)

以上のように本稿は、南原の教育思想の契機として「危機」の意識があり、その克服の道として「憲法愛国主義」をとったことを述べた。南原の民族概念は、戦前までの「誤れる民族意識」に決然と否定する。にも拘わらず、上に述べた憲法パトリオティズムに込められた、日本国憲法の原理と重合する自由と自律の人間性を自らプロジェクトとする作為性に基礎づけられた国民(民族)概念が、南原生涯の民族概念と過不足なく重なり合うものであるかは残された問題である。この問題は稿を改めて論じるとするほかはない。

注

- 1) 本稿は2018年5月南原繁研究会において行った研究報告に加筆・修正を施したものである。報告と討論の機会を下さった南原繁研究会に感謝の意を表したい。
- 2) 南原繁の伝記については加藤節 [1997] 及び山口周三 [2009] を参照。
- 3) 南原 [1971]。
- 4) 南原が語るところによれば「私は及ばずながら、初代の校長となって、自分もその中に住み、ともにこの創業に参加したいと思っていたのであった」(南原 [1953] Ⅷ274) というほど情熱を傾けた事業であったが、その名称「農業公民学校」の「公民」が当時の文部省の指導と食い違っていたにもかかわらず、自らの主張を通したという。それは単に専門的知識を学ぶのみならず、人間教育としての「教養」ないし「修養」を重視したゆえであった。後にこの教育思想は新制高等学校の「普遍的な知

性」と「教養」を高める理念に連なってゆく（Ⅷ277）。

- 5) 小出 [2015]、小出 [2016]。
- 6) 山口 [2009] 51頁からの再引用。
- 7) さらに教育基本法には前文がつけられるべきとし、そこには民主文化国家建設が教育の力にまつこと、従来の教育の欠陥、憲法など他法規との関係、教育刷新に向けての国民の覚悟などが盛り込まれるべきであることとしている。そして教育基本法の各条項として日本国憲法の条項との対応があるべきであり、それは(1)教育の機会均等(2)義務教育(3)女子教育(4)社会教育(5)政治教育(6)宗教教育(7)学校の性格(8)教員の身分(9)教育行政の9項目に及んでいる（山口 [2009] 51-52頁）。
- 8) 大学制度に加えて、旧大学制度の学問水準を維持するために数を限定して大学院を設置する、教員養成機関のために従来のいわゆる師範教育でなく、総合大学の中で養成する、短期大学については新制高等学校の専攻科を活用などの改革を述べている。
- 9) 戦前すでに六二の案があり実現を図ろうとするとときに戦時となって延期されたと南原は説明している。
- 10) 南原が国家精神の権威道徳の反面、自利心、立身出世がはびこった現象を指している。
- 11) 南原における教養の重視は、新大学制度実施準備委員会を通して東京大学に新たに教養学部を設置した（京都大学は全学部の下に教養科を設置）ことに現れている（今田晶子 [2014]）。
南原は末尾に「今後の問題」として1954年時点から見た問題点を以下のように挙げている。六三制実施には地方が涙ぐましいまでの努力を重ねた。高等教育も困難を抱えている。このような教育財政の問題。教育と文化は社会保障と並んで日本を支える二大支柱であるという確信。さらに、「学力の低下」、「道徳教育をめぐる社会科の取り扱い」「専門教育と一般教育の関係」「単位制」「入学試験」などは教育基本法に照らして検討する必要があること。教育に「時間」を与えることの重要性、「社会科の取り扱い」「道徳教育がたいせつであることはいうまでもないが問題はその内容と方法である」などである。
- 12) 基本法の理念部分を担当した教育刷新審議委員会の第一特別部会では特に南原の使命によって委員となった務台理作、文部省から委員会へ出向した田中二郎、南原と密な交友関係にあり当時文部大臣であった田中耕太郎などが特に注目される。古野 [1998] 参照。また務台理作については山口周三「務台理作－平和論・ヒューマンイズムの哲学者」（南原繁研究会 [2009] 所収）。
- 13) 教育基本法が制定施行された1947年以降、特に1950年の朝鮮戦争勃発後いわゆる「逆コース」と呼ばれる動きが起こっていた。1952年片面講和によって日本が独立すると、日米安保条約が締結され警察予備隊を保安隊へ改組する動きがあった。1953年教科書検定権限の文部大臣の一元化が行われ、1954年教育二法（「教育公務員特例法の一部を改正する法律」及び「義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法」）が成立、1955年保守合同がなり、保守政権幹部による憲法改正の動きが明らかになり、1956年教育委員を任命制にするなどの動きを指す。
- 14) 南原としては資本主義経済体制とマルクス主義の功績を認めつつ、社会民主主義への期待を明らかにしている。
- 15) 南原の教養概念は十分な敷衍を欠くきらいがある。明治末期から流行ともなった「教養主義」とは直結していない。荻部直 [2007] 竹内洋 [2003] 筒井清忠 [2009] を参照。
- 16) 貴族院憲法改正案特別委員会1946・9・4 56頁（宮村 [2007] 22頁からの再引用）。
- 17) 同。
- 18) この言葉も意味内容を変化させときには限定化されて使用されることがある。「危機crisis」をもつ

ばらシステム制御上のシステムの自律性維持に限って用いる「危機管理risk management」はその代表的な例である。なお、これに関連してハーバーマスの特にN. ルーマンを対象とした批判はハーバーマス [1973] 参照。20世紀の初頭、第一次大戦を機縁にして、ヨーロッパ近代文明の「危機」が叫ばれた。例えば、近代的科学と近代の人間の「危機」を宣明したエドムント・フッサール（『ヨーロッパ諸学の危機と超越論的現象学』細谷恒夫、木田元訳、中央公論社、1977年）がある。また、西洋近代における絶対王政下での啓蒙思想による「批判」がフランス革命という「危機」にいかにか結びついたかを明らかにしようとしたラインハルト・コゼレック（コゼレック（1959/1989）、「生の哲学」の視点から近代的意識の代表的人間ガリレオをとりあげたオルテガ（『危機の本質－ガリレイをめぐって－』前田敬作、山下謙蔵訳、白水社、1933/1970）、後期資本主義社会における正統性の危機を取り扱ったハーバーマス（ハーバーマス [1973]）などがある。

引用参考文献

- 南原繁 [1953] 「郡にいた頃の回想その一－小杉高等学校同窓会三十周年記念式に際して－」（南原繁著作集第8巻、岩波書店、1973年）
- [1954] 「民族の独立と教育－日教組教研大会において－」（『中央公論』1954年3月号）（南原繁著作集第8巻、岩波書店、1973年）
- [1955] 「日本における教育改革」（朝日新聞社編『明日をどう生きる』所載、南原繁著作集第8巻、岩波書店、1973年）
- [1956] 「教育委員会制度の改変に対する意見－衆議院文教委員会における公述－」（南原繁著作集第8巻、岩波書店、1973年）
- [1957] 「危機の教育と国家－日教組結成十周年記念祝典において－」（南原繁著作集第8巻、岩波書店、1973年）
- [1971] 「序」（中村浩『成蹊教育－その源流と展開－』岩崎美術社1971年）
- 今田晶子 [2014] 「新制東京大学の創設と総長南原繁のイニシヤチブー教育改革を中心に－」、『大学経営政策研究』第5号
- 小熊英二 [2002] 『〈民主〉と〈愛国〉 戦後日本のナショナリズムと公共性』新曜社
- 加藤節 [1997] 『南原繁－近代日本と知識人』岩波新書
- [1997] 『南原繁の思想世界』東京大学出版会
- 苺部直 [2007] 『移り行く教養』NTT出版
- [2015] 「政治のための教養－丸山眞男百歳 丸山眞男研究プロジェクト中間シンポジウム」『東京女子大学比較文化研究所附置丸山眞男記念比較思想研究センター報告』
- 小出達夫 [2015] 「公共性と教育(4)－教育基本法と南原繁(1)」（『公教育システム研究』14号）
- [2016] 「公共性と教育(5)－教育基本法と南原繁(2)」（『公教育システム研究』15号）
- 古野博明 [1998] 「教育基本法成立史再考」『教育学研究』65巻3号
- 竹内洋 [2003] 『教養主義の没落 変わりゆくエリート学生文化』
- 田中耕太郎 [1961] 『教育基本法の理論』有斐閣
- 筒井清忠 [2009] 『日本型「教養」の運命歴史的考察』岩波書店
- 寺崎昌男 [2009] 「戦後教育改革と南原繁先生」南原繁研究会編『真理の力－南原繁と戦後教育改革』to be出版
- 南原繁研究会編 [2009] 『真理の力－南原繁と戦後教育改革』、to be出版

- 宮村治雄 [2011] 「南原繁と日本国憲法－第九十回帝国議会議事録を読んで－」 南原繁研究会編 『南原繁と日本国憲法－天皇制と戦争放棄とをめぐって－』 EDITEX
- 山口周三 [2009] 『資料で読み解く南原繁と戦後教育改革』 東信堂
- [2012] 『南原繁の生涯 信仰・思想・業績』 教文館
- 山崎政人 [1986] 『自民党と教育政策－教育委員任命制から臨教審まで－』 岩波新書
- コゼレック、ラインハルト [1959/1989] 『批判と危機－市民的世界の病因論のための一研究』 (Koselleck, Reinhart, *Kritik und Krise, Eine Studie zur Pathogenese der bürgerlichen Welt*)
- Arendt, Hannah, *The Crisis of Education, Between Past and Future*, 1961.
- アーレント、ハンナ [1961/1994] 「教育の危機」 (『過去と未来の間』 引田隆也・齋藤純一訳 みすず書房)
- ボルノー、オットー・フリードリヒ [1959/1966] 『実存哲学と教育学』 峰島旭雄訳理想社
- [1966/1968] 『危機と新しい始まり』 西村皓・鈴木謙三、理想社
- ハーバーマス、ユルゲン [1973/1979・2018] 『晩期資本主義と正統性の諸問題』 細谷貞雄訳岩波書店
- (『後期資本主義と正統性の問題』 山田正行・金慧訳岩波文庫)
- [1960/1985] 「歴史哲学の批判のために」 (哲学的・政治的プロフィール)
- ミュラー [2007/2017] 『憲法パトリオティズム』 斎藤一久・田畑真一・小池洋平訳、法政大学出版会

キーワード：南原繁 教育基本法 教育思想

(MURAI Hiroshi)